

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市民局	(26年度)
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>Ⅲ. 市民局における歳入</p> <p>4. (1) 仙台市民会館 【指摘4】(使用料を滞納している場合の納付指導について)</p> <p>4. (2) 仙台市泉文化創造センター(イズミティ21) 【指摘6】(使用料を滞納している場合の納付指導について)</p> <p>市は、指定管理者に対し滞納者の情報により気を配り、窓口における滞納解消を促進するよう指導する必要がある。また、調定課においても納付指導記録を作成し、滞納解消には組織をもって対応するようすべきである。さらに担当課においては定期的に滞納者の情報を把握し、指定管理者、調定課とともに組織的に滞納の発生防止、発生した場合でも早期解消するような活動を行う等積極的に関与すべきである。</p>	<p>平成29年4月1日より債権管理条例が施行されたことに伴い、債権管理業務フローを作成し、収入未済債権の状況及び滞納者との交渉記録等を台帳(収納整理簿)に記録する等、継続的かつ組織的な対応が可能になるよう業務体制を整備した。</p> <p>また、調定課(各区・総合支所まちづくり推進課)による滞納者への納付指導に当たり、指定管理者と調定課で滞納者に係る情報共有を図ることとしたほか、組織的に滞納発生防止、滞納の早期解消を目的として、地域施設を総括する担当課(市民局地域政策課)と調定課による検討会を定期的に開催することとした。</p>

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>市民局</p>	<p>(26年度)</p>
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>
<p>Ⅲ. 市民局における歳入 4. (1) 仙台市民会館 【指摘5】(滞納者に対する施設使用許可について) 4. (2) 仙台市泉文化創造センター(イズミティ21) 【指摘7】(滞納者に対する施設使用許可について)</p> <p>市は、滞納がある使用申込者の使用を拒む規定がないことから、使用の差止めを指定管理者に指示しておらず、結果として、滞納している場合であっても新たな使用の制限は行われていない。しかし、利用者が使用料を支払うべきことは条例に規定しているところであり、支払わないことは条例に反するものである。さらに、使用料が滞納状態のまま、次の使用を無条件に認めてしまうことについては、規定どおりに使用料を支払っている市民に比べ公平性に欠けた扱いとなる。</p> <p>また、市の他の施設についても使用料を滞納している利用者がいる。他の施設に滞納があるが、当該施設に滞納がないことから使用を許可するといった事についても検討が必要である。市は、(他の施設を含む)使用料の滞納がある場合の使用許可については、滞納を解消してから認めることにすべきである。</p>	<p>仙台市民会館等の市民局所管の文化会館・ホールについては、平成29年4月1日より債権管理条例が施行されたことに伴い、債権管理業務フローを作成し、これに基づき、施設の使用料を支払っていない利用者に対しては、滞納分の支払いを求めるとともに、支払いに応じない利用者については、施設利用者間の公平性を確保するために、市民利用施設予約システムが提供するサービスの利用を停止し、システム運用対象施設の使用を認めないこととした。</p>